

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

第壹章 總則

第壹條 當會社ハ株式會社井田商店ト稱ス

第貳條 當會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

- 一、海陸運送業倉庫業及之ニ關聯スル一切ノ業務
- 二、有價證券、不動産ノ所有及其利用

第參條 當會社ハ東京市ニ本店ヲ設置シ便宜ノ地ニ支店出張所
若クハ代理店ヲ設クルコトヲ得

第四條 當會社ノ資本額ハ金五拾萬圓トス

第五條 當會社ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿五拾箇年トス



第六條 當會社ノ公告ハ本店店頭ニ揭示ス

第貳章 株式

第七條 當會社ノ株式總數ハ壹千株ニシテ壹株ノ金額ヲ五百圓トス

第八條 株式ハ記名式ニシテ壹株券ノ壹種トス

第九條 株式ヲ賣買讓與又ハ質入セントスルモノハ前以テ取締役社長ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ其效力ヲ生セス

但相續ニ依リテ株式ヲ取得シタル場合ハ此限りニアラス

第十條 取締役社長ノ承諾ヲ得テ株式ヲ賣買讓與シタルトキハ當會社所定ノ請求書ヲ作り株主名簿ニ登録ヲ請ヒ其株券ニ

取締役社長ノ認印ヲ受クヘシ

但相續其他法律上ノ原因ニ基キ株式ヲ取得シタル者ハ公ノ

證明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第十壹條 株券ヲ紛失又ハ滅失シタル者ハ其事由ヲ詳記シタル

請求書ニ當會社ニ於テ相當ト認ムル保證人貳名連書ノ上新

株券ノ交附ヲ請フヘシ此場合ニ於テハ當會社ハ請求者ノ費

用ヲ以テ參日間其旨公告シ最後ノ日ヨリ參拾日ヲ經テ故障

ヲ申出ツル者ナキトキハ其請求ニ應シ爾後舊株券ヲ無効トス

第十貳條 株券ヲ毀損シタル者ハ其株券ニ請求書ヲ添へ新株券ト交換ヲ求ムルコトヲ得

第拾參條 第拾條ノ場合ハ株券壹通ニ付金貳拾錢第拾壹條第拾貳條ノ場合ハ株券壹通ニ付金五拾錢ヲ手数料トシテ請求者ヨリ徴收ス

第拾四條 株主又ハ其法定代理人ハ其氏名住所并ニ印鑑ヲ當會社ニ届置クコトヲ要ス之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第拾五條 外國ニ住所ヲ有スル株主ハ日本帝國内ニ假住所ヲ定メ當會社ニ届出ツヘシ若シ届出ヲナササルトキハ當會社ハ其發シタル諸般ノ通知ニ對シ一切其責ニ任セサルモノトス

第拾六條 法令及定款ニ從ヒ株主ニ對シテナスヘキ催告ハ通知ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

但株主ニ對シ通知ヲ爲スヘキ住所ハ當會社ニ届出タル場所トス

第拾七條 當會社ヨリ株主ニ發スル通知ハ郵便其他適宜ノ方法ヲ用ユルモノトス

當會社ハ株主ニ對シ通知ヲ發シタル事跡アルトキハ反對ノ證據ナキ限りハ通知ノ不着ヲ理由トシテ異議ヲ申出ツルコトヲ得ス

第拾八條 株式名義書換ハ毎年拾貳月壹日ヨリ定時株主總會終了ノ日迄及株金拂込ノ催告又ハ通知後未拂前ハ之ヲ停止ス

第拾九條 株金ハ第壹回壹株ニ付金百貳拾五圓ヲ拂込ミ其以後

拂込ノ金額時期等ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第貳拾條 株金ノ拂込ヲ怠リタルモノハ其拂込期日ノ翌日ヨリ
金壹百圓ニ付金四錢ノ割ニテ延滞利子ヲ支拂ヒ且依テ生シ
タル損害ヲ辨償スヘキモノトス

第參章 役員

第貳拾壹條 取締役ハ七名以内監査役ハ參名以内トシ株主總會
ニ於テ貳株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選任ス

第貳拾貳條 株主總會ノ決議ヲ以テ取締役中ヨリ取締役社長壹
名ヲ定メ當會社ヲ代表シテ一切ノ業務ヲ統轄セシム
取締役社長ハ取締役中ヨリ常務取締役若若干名ヲ指命シテ事

務ヲ分擔掌理セシム

常務取締役ハ取締役社長ノ指揮ニヨリ當會社ヲ代表スルコ
トヲ得

第貳拾參條 監査役ハ互選ヲ以テ常任監査役壹名ヲ置ク

第貳拾四條 取締役ノ任期ハ參ヶ年トシ監査役ノ任期ハ貳ヶ年
トス

但任期中最終ノ配當期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄其
任期ヲ伸長ス

第貳拾五條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生スルモ法定ノ人員ヲ
缺カサルトキハ次ノ總會迄補缺選舉ヲ延期シ若クハ補缺員

ヲ選定セサルコトヲ得

但補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス

第貳拾六條 取締役ハ在任中其所有株式貳株分ノ株券ヲ監査役

ニ供託シ監査役ハ立會之ヲ封印シ會社又ハ確實ナル銀行ニ
保管スヘシ

但退社シタル場合ト雖株主總會ニ於テ其年度ノ決算報告ヲ

承任シタル後ニアラサレハ之ヲ取戻スコトヲ得ス

第貳拾七條 取締役及監査役ノ報酬額ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第貳拾八條 當會社使用人ノ任免黜陟及賞與金ノ分配ハ取締役

社長之ヲ專行ス

第貳拾九條 當會社ハ取締役會ノ決議ヲ以テ相談役ヲ置クコト

ヲ得

第參拾條 當會社業務執行ニ關スル諸規則ハ取締役社長ニ於

テ之ヲ定ム

但社長ハ時々取締役會ヲ開キ重要ナル事項ヲ協議スルコト

ヲ得

第四章 株主總會

第參拾壹條 定時株主總會ハ毎年拾貳月之ヲ招集ス

必要ナル場合ニハ取締役ハ臨時株主總會ヲ招集ス

第參拾貳條 總會ノ議長ハ取締役社長之ニ任ス社長事故アルト

キハ他ノ取締役ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第參拾參條 總會ニ於ケル議決權ハ壹株ニ付壹個トス

第參拾四條 總會ノ議長ハ株主トシテ議決權ヲ行使スルヲ妨ケス

第參拾五條 總會ニ出席スル株主ノ代理人ハ當會社株主ニ限ル

モノトス

第參拾六條 總會ノ決議ハ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之

ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第參拾七條 株主總會ノ議長ハ會議ヲ延期シ又ハ會場ヲ變更ス

ルコトヲ得

第參拾八條 株主總會ノ決議事項ハ決議録ニ記載シ議長及出席

株主貳名以上記名捺印シテ之ヲ保存スルモノトス

第五章 計算

第參拾九條 當會社ノ決算ハ毎年拾壹月參拾日ノ壹期トス

第四十條 純益金ハ每期株主總會ノ決議ヲ以テ左ノ通り之ヲ

處分ス

一 法定積立金 百分之五以上

一 特別積立金 百分之十以上

一 役員賞與金 百分之二十以内

一 株主配當金

一 後期繰越金

第四拾壹條 特別積立金ハ損失填補ニ充ツル外之ヲ處分スルコ
トヲ得ス

第四拾貳條 株主總會ニ於テ決定シタル役員ノ報酬及賞與金ノ
分配ハ取締役社長ニ一任スルモノトス

以 上

株式會社井田商店定款

